

認証制度全般に関する FAQ

(令和3年6月16日)

Q どのような店舗が対象となりますか。

飲食店、喫茶店、遊興施設(キャバレー、スナック、バー等)のうち食品衛生上の飲食店営業許可を受けている店舗が対象となります。ただし、以下の店舗は対象外となります。

(対象外となる店舗)

- ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
(イートインスペースを有するパン屋やアイスクリーム店等の飲食店については対象)
- ・自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー
- ・宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる
ネットカフェ・漫画喫茶
- ・キッチンカー
- ・ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの

Q 申請時点で休業している店舗は対象になりますか。

現に店舗内で飲食を提供している店舗を対象とするものです。営業を再開した場合に対象となります。

Q 現在、テイクアウトのみの営業としていますが、その場合は対象となりますか。

現に店舗内で飲食を提供している店舗を対象とするものです。飲食の提供を開始した場合に対象となります。

Q 店舗は佐賀県内にありますが、本社が佐賀県外にある場合、対象となりますか。

ますか。

店舗が佐賀県内に所在していれば、本社が県外にあっても対象となります。

Q 店舗は佐賀県外にありますが、本社が佐賀県内にある場合、対象となりますか。

佐賀県内の店舗を対象としていますので、店舗が佐賀県外であれば、本社が佐賀県内にあっても対象となりません。

Q 全国チェーンの飲食店を展開していますが、対象となりますか。

佐賀県内で飲食店を営業していれば対象となります。

Q 昼（食堂）夜（居酒屋）で経営者が違う場合、それぞれで申請していいですか。

対応している従業員が異なるなど、昼と夜で体制が異なるのであれば、それぞれ申請可能です。ただし、食品衛生上の飲食店営業許可はそれぞれ受けている必要があります。

Q 認証を受けるための手数料はかかりますか。

手数料はかかりません。

Q 申請書はどこでもらえますか。

ホームページからダウンロードしてください。

また、各市町の商工担当課や商工団体に申請書（紙）を用意しています。

Q 複数の店舗を経営していますが、申請は一つでよいですか。

本制度は店舗ごとに認証するものですので、お手数ですが、店舗ごとに申請してください。

Q 申請の期限はありますか。

令和3年12月28日（火）までに申請をお願いします。

郵送の場合は当日消印有効

Q 現地調査はいつ実施されますか。

申請後、認証事務局から申請書記載の連絡担当者に連絡がありますので、現地調査の日程を調整してください。

現地調査の日時は必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。ただし、申請状況により現地調査まで時間を要することもあります。

万が一申請をしてから2週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが、事務局まで御連絡をお願いします。

(連絡先)

“佐賀支え愛”感染対策認証事務局 TEL:0952-27-8787

Q 現地調査にはどのくらいの時間がかかりますか。

店舗の規模等により異なるため一概に言えませんが、概ね1時間程度を予定しています。

Q 現地調査で認証基準を満たさない場合どうなりますか。

後日改めて再調査を行います。お手数ですが、基準を満たすことが確認でき次第、再度、現地調査の日程を調整してください。

現地調査員から日程の調整は行いません。

(再調査の連絡先)

“佐賀支え愛”感染対策認証事務局 TEL:0952-27-8787

Q 現地調査から認証、支援金・ステッカーの交付まではどのくらいの期間が必要ですか。

現地調査が終了してから約1週間前後を見込んでいますが、申請状況によってはそれ以上に時間がかかることもございます。ご了承ください。

Q 認証ステッカーはどのタイミングでもらえますか。

認証後、認証通知とともに申請住所宛て郵送いたします。ただし、店舗への郵送を希望する場合は、その旨現地調査員等へ申し出てください。

Q 基準の中で実施できない項目がありますが、認証を受けることはできますか。

認証基準の全ての項目について取り組んでいることが認証の条件となります。

該当しない項目については実施する必要はありません。

(該当しない項目の例)

- ・ ビュッフェスタイルでの提供を行っていない
- ・ トイレが和式で蓋がない
- ・ 休憩スペースがない など

Q 認証に有効期限はありますか。

有効期限は定めていません。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他見直しを行う予定です。

Q 認証店となった場合、ホームページではどのような情報が公表されますか。

店舗の名称、場所、電話番号等の公表を予定しています。

Q 認証を受けた店舗で感染が認められた場合、どのように対応したらよいですか。

保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して必要に応じ感染の可能性のある営業日といった感染拡大防止のための情報を公表するなど、当該施設からの感染拡大防止策を講じていただくようお願いします。

Q どのような場合に変更報告の手続が必要ですか。

変更の報告が必要な事項は以下のとおりです。(変更報告書は、専用ホームページに掲載しています。)

変更内容によっては、現地調査を行うことがあります。

申請者の住所の変更

店舗が別の場所に移転した場合には、改めて認証の申請が必要です。

申請者氏名変更(法人の場合は、名称、屋号又は商号の変更)

事業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請が必要です。

店舗の名称の変更

基準に関する変更

認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することになった場合に必要となります。

(例)カウンター席を設けた、ビュッフェスタイルでの提供を行うこととした など

基準に影響しない軽微な変更については報告の必要はありません。

店舗の閉店

Q 認証基準を満たすためにアクリル板などの設置が必要ですが、設備を導入する際の費用について補助はありますか。

設備導入にかかる費用について補助はありませんが、認証を取得した店舗に対して、1店舗当たり15万円の支援金を交付いたします。

Q 支援金の申請はどのようにしたらよいですか。

認証申請の申請書に振込先口座の情報を記載していただきますので、認証申請の申請書にて支援金の申請も受け付けたことになります。

Q 支援金の使途に制限はありますか。

制限はありません。消毒液の購入や従業員の教育など、様々な用途に使用できます。また、支援金の使途について、県への報告は必要ありません。

Q 認証後、廃業した場合、支援金を返還する必要がありますか。

支援金の返還は不要です。